

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から6年半余りが経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置づけた復興の基本方針を決定し、ハードだけではなく、ソフト面の対応や自立に向けた取組を進めているところであるが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まねばならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業については、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置すること。

また、復興交付金を地方創生のモデルとなる取組にも活用できるよう、被災地の自立につながる取組や避難解除等区域等と連携して取り組む事業など、被災地が必要と考える取組に柔軟に対応すること。

(2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。

(3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除また

は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 国民健康保険及び介護保険の一部負担金等免除措置については、震災の影響により保険財政の逼迫を招くことなく制度運営ができるよう全額財政支援措置を講じるとともに、東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。
- (3) 被災者生活再建支援金については、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。
- (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組に対する財政措置を講じること。
- (3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定期間を平成 32 年度末まで期間延長すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業については、国庫補助要件の拡充を図るとともに、広域的・幹線的路線バスへの支援措置を継続すること。
また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (3) 港湾関係予算を確保し、未整備となっている湾口防波堤の整備促進を図ること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応と福島復興再生について

(1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

(2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(3) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者による作業を任せることなく、国が前面に立ち、確実に完遂すること。

(4) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した費用及び財物賠償については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害賠償については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況におかれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

(5) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(6) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(7) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

(8) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想並びに福島新エネ社会構想の実現に向けて、国及び関係地方自治体等が一体となって具体的な取組

を推進し、新産業の集積と雇用創出を強力に支援すること。

- (9) 国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、子どもから大人まで幅広い年齢層が放射能や放射線、放射性物質について学び、自ら考え、判断する力を育むことができるよう適切な措置を講じること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

地震・津波・台風等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、昨年4月の熊本地震、本年7月の九州北部豪雨をはじめとする様々な災害が発生し、住民生活に深刻な影響を及ぼしたところである。

都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生も懸念されており、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

また、東日本大震災では東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故が発生したところであるが、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを踏まえ、国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、地震・津波・台風等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じること。

記

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波対策等として、防潮堤等を早期整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。また、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。
- (5) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

2. 台風・集中豪雨対策の充実強化について

- (1) 土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。
- (2) 河川堤防の強化や河川保全区域制度の適切な運用など水害に関する防災対策の強化を推進すること。また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。

3. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業及び民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。
- (3) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を更に拡充すること。
- (4) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

4. 発災時の支援対策の充実強化について

被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

5. 原子力安全・防災対策の充実強化について

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

(2) 関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国は、平成 29 年度を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年として、現在の取組を更に深化させるとともに、地方創生を加速化するための新たな取組を行い、地方創生の新展開を図るとしている。

国においては、人材育成と中核産業振興のための交付金の創設など地方にある大学の魅力向上、東京にある大学の定員の抑制、地方のサテライトキャンパスの促進、若者の雇用創出の強化、中央省庁や研究機関等の政府関係機関の地方移転、地方拠点強化税制の延長・拡充、移住・定住のための地方生活の魅力の発信、子どもの都市・農山漁村交流の促進など、東京一極集中是正の取組を進めるとともに、空き店舗等の遊休資産活用による商業活性化など、地域の活性化に資する効果的な施策を積極的に推進すること。

また、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続、地方創生推進交付金等の総額確保及び弾力的な運用を確実に実施すること。

地方分権改革については、地方の提案に基づく権限移譲の推進、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直し、国と地方の役割分担に見合った税財源配分の実現などを積極的に推進すること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、地方創生への取組をはじめ、子ども・子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等インフラの整備、更には防災・減災対策など、果たすべき役割がこれまで以上に拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

都市自治体においては、これまでも徹底した行財政改革に取り組んできたところであるが、社会保障関係費が年々増嵩する中、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっている。

その一方で、経済財政諮問会議等においては、地方の基金残高の増加等をもって地方財政に余裕があるかのような議論がなされているところであるが、このような議論は地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政の健全化を優先した地方歳出の削減は断じて容認できない。

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実強化を図るべきである。

(地方一般財源総額の確保等)

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないよう強く求める。

また、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うべきである。

(消費税・地方消費税率 10%への確実な引上げ)

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税率 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月に確実に行うとともに、引上げ分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議すること。

(固定資産税の安定的確保)

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを

支えるうえで不可欠なものとなっていることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に係る固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了し、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行うべきではない。

都市自治体においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任において行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

(ゴルフ場利用税の現行制度の堅持)

ゴルフ場利用税については、税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すべきである。

(市町村の役割に応じた森林環境税の制度設計)

森林環境税（仮称）の制度設計に当たっては、その税収全額を地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確にしたうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みにすべきである。

(安定的な税財源確保に向けた地方税体系の構築等)

今後、地方の自由度を拡大し、各自治体が自立した行財政運営を行っていくためには、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面し、社会保障関係費は年々増嵩し続けているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んできたところであり、消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に実施する必要がある。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、既に子ども・子育てをはじめとする社会保障の充実のための施策については、国の画一的な制度では対応できない住民のニーズを地方単独事業と組み合わせることで実施することにより、我が国の社会保障制度の維持に寄与しているところである。

都市自治体においては、引き続き、総合的な子育て支援策の更なる展開、地域における医療の確保、国民健康保険制度・介護保険制度の安定的な運営、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施、障害者施策の充実等が求められている。

よって、国は、都市自治体を実施するこれらの社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税の確実な引上げを行うとともに、必要な人材の確保と地方財源の確保について適切な措置を講じるなど、持続可能で安定的な社会保障制度を構築するよう強く要請する。

また、消費税・地方消費税の引上げによる増収分の一部を活用して、社会保障制度を全世代型とするための新たな政策パッケージを策定するに当たっては、地方行財政に大きく関わるものであることから、地方と十分協議すること。

以上決議する。

平成29年11月16日

全 国 市 長 会

公立小中学校施設整備のための予算確保に関する決議

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

現在、築 40 年以上で改修を要する公立小中学校施設は全体の 2 割を超え、今後 15 年で、施設の更新時期が一斉に到来する。

しかしながら、この 20 年間の公立学校施設整備に関する国の当初予算額の推移を見ると、平成 10 年度に 1,731 億円だったものが平成 29 年度には 690 億円と大幅に減少してきている。

よって、国は、公立学校施設の実態を十分に踏まえ、速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、下記事項について、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
2. 耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
3. 空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 による嵩上げ措置の継続等に関する決議

地方にとって、道路整備は、人々の新しい流れを創出するとともに、産業の生産性向上を支え、我が国の成長力強化に資する地方創生の礎となるものである。

しかしながら、道路整備については、高速道路等のミッシングリンクなどその整備水準に係る地域間格差の解消、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化対策等が喫緊の課題となっているところであり、その解決に向けては長期安定的な対策が必要不可欠となっている。

このような中で、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置は、平成 29 年度までの時限措置とされているところであり、今後、地方が真に必要とする道路整備の停滞が強く懸念されるところである。

よって、国は、迅速かつ着実な道路整備が推進されるよう、道路関係予算の総額を確保するとともに、同法による嵩上げ措置の平成 30 年度以降の継続及び拡充を講じるよう強く要請する。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

国民保護等の推進に関する決議

北朝鮮による日本列島上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国の領土、領海の安全を脅かし、日本国土への着弾、落下のおそれもあり、国民にとっての危機が現実のものとなっている。このことは、我が国の平和や安全に極めて深刻かつ重大な脅威となっている。

また、我が国においては、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、全国的に大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

よって、国は、国民に対し、ミサイル発射情報の迅速・確実な提供や、その際に取りべき最善の避難行動等について十分周知するとともに、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応の明確化や、地方公共団体が行う実践的な避難訓練や国民保護計画の見直しに対して必要な支援を行うこと。

武力攻撃や大規模テロ等への対応については、あらゆる事態を想定し国において万全の措置を講じるとともに、地方公共団体に対し適切な情報提供を行うこと。

また、国土保全の観点から、近年拡大している外国資本等による土地取引等への対応策について、国の責任により積極的な検討を進めること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

参議院選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

平成 28 年 7 月 10 日、「一票の格差」を是正するとして、人口が少ない選挙区を統合した合区による憲政史上初の選挙が実施されたが、投票率について平成 25 年参院選と比較すると、全国平均が 2 % 伸びている中で、合区が実施された 4 県の合計では 2 % の減少となっており、国政への関心の低下が懸念される。

また、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは、人口減少問題の解消等に係る政策の推進に当たり、全国各地域の実情を踏まえた政策の実施・展開に支障となる可能性も否定できない。

合区による参議院選挙は、公職選挙法の附則に基づく抜本的な見直しが行われるまでの間のものでされており、速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く求める。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

2025 年国際博覧会の誘致に関する決議

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一堂に集めることで、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先般、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」とし、大阪ベイエリアの人工島・夢洲（ゆめしま）を会場とする国際博覧会の開催についての書簡をB I E（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われた。

国際博覧会を我が国で開催することは、日本の歴史・文化の素晴らしさを世界の人々に理解してもらい絶好の機会であり、イノベーションの創出や観光客の増大などを通じて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の持続的な経済成長を牽引するとともに、国際社会における我が国への理解・信頼の向上が期待されることから、極めて大きな意義がある。

よって、全国市長会としては、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致に向けた全国的な機運の醸成など、必要な取組を積極的に推進するものである。

あわせて、政府においては、誘致実現に向けて、万全の策を講じられることを強く要請する。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会

子どもたちのための緊急決議

～すべての子どもの健やかな育ちを目指して～

少子長寿化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国は、都市自治体にとって、子どもたちのための子ども・子育て支援施策の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、以下の事項を実現されたい。

1 消費税・地方消費税 10%への引上げによる必要な財源の確実な確保を

国は、子ども・子育て支援施策を着実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引上げを確実にを行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を来すことがないように、所要の財源を確実に確保すること。

2 幼児教育・保育の無償化等の具体化に向け、地方との十分な協議と地方財源の確保を

幼児教育・保育の無償化等の「新たな政策パッケージ」の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分に協議をし、必要な地方財源を確保すること。また、待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、放課後児童健全育成事業を地域の実情に即して実施できるよう、「従うべき基準」を「廃止」または「参酌基準」化すること。

あわせて、保育施設等の建て替えや施設整備等に必要な財政措置を講じること。

3 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設及び国保の減額調整措置の全面廃止を

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

4 子どもの貧困対策の強化を

ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援を更に総合的に推進し、必要な財政措置を講じること。

5 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援措置を

児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的に対策を拡充すること。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会